2023/3/13 横手清陵学院中学校 · 高等学校

「県の感染警戒レベル」及び「『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」を踏まえながら、標記マニュアル及び令和 5 年 2 月 2 7 日付け教保 1 5 3 4 の通知等に従って、本校の感染防止対策ガイドラインを設定する。なお、本ガイドラインは生徒の安全確保と学びの保障の両面について、現時点で最大限配慮した内容であり、新たな国や県の指針が示された場合、随時見直しを図るものとする。 \star 現在のレベル(令和 5 年 2 月 2 4 日決定)

県の感染警戒レベル

	「	T		
	レベル判断に関する事案・指標(病床使用率等)	県のレベル判断、主な対策		
レベル4	・膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来で対応しきれなくなり、一般			
(医療機能	外来にも患者が殺到する。			
不全期)	・救急車を要請されても対応できない状況が発生する。通常医療も含め			
	た外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態。			
	・膨大な数の感染者により入院が必要な中等症・重症の患者数が著しく			
	増加する。			
	・多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫する。			
	・入院できずに自宅療養中・施設内療養中に死亡する者が多数発生する。	医療非常事態宣言		
	・通常医療を大きく制限せざるを得ない状態。	例) 外出・移動は必要不可欠なもの		
	・職場の欠勤者数が膨大になり社会インフラの維持に支障が生じる。	に限ることを要請		
	・今冬の新型コロナウイルス感染者の想定を超える膨大な数の感染者が	例) イベントの延期等の慎重な対応		
	発生する。	を要請		
	病床使用率概ね80%超	例) 部活動の大会や学校行事等には		
	重症病床使用率概ね80%超	開催方式の変更等を含め慎重な		
		対応を要請 など		
レベル3	・発熱外来・救急外来に多くの患者が殺到する、重症化リスクの高い者	・医療がひっ迫する前の段階で ↑		
(医療負荷	がすぐ受診できない状況が発生。	「医療非常事態宣言」の発出を検討		
増大期)	・救急搬送困難事案が急増する。	・状況に応じて		
	・入院患者が増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医	「医療ひっ迫防止対策強化宣言」の		
	療の負荷が高まる。	発出を検討↓		
	・職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生	例)普段と異なる症状がある場合の		
	する。	外出自粛		
	・医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生する。	例) 混雑した場所や感染リスクの高		
	病床使用率概ね50%超	い場所への外出自粛		
	重症病床使用率概ね50%超	例)大人数の会食や大規模イベント		
		開催の慎重な判断 など		
レベル2	・診療・検査医療機関(発熱外来)の患者数が急増し負荷が高まり始める。	・感染に備えた事前の準備(薬・食		
(感染拡大	・救急外来の受診者数が増加する。	料等)		
初期)	・病床使用率、医療従事者の欠勤者数が上昇傾向にある。	・重症化リスクが低い方への受診・		
	・職場の欠勤者が増加し、業務継続に支障が生じる事業者が出始める。	療養の協力		
	・感染者が急速に増え始める。			
	・感染者数は低位で推移しているが、徐々に増加している状態。			
	病床使用率概ね30~50%			
レベル 1	・外来医療・入院医療ともに負荷は小さい。	・基本的な感染防止策の徹底		
(感染拡大	病床使用率概ね0~30%	・ワクチン接種の推奨		
小康期)		・救急外来及び救急車の適切な利用		
<u>*</u>		・業種ごとの感染拡大予防ガイドラ		
		インの遵守		
		・時差出勤、在宅勤務等の取組の		
		推進		
		・医療機関が発行する検査結果や治		
		療の証明書を求めないこと		

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の	身体的距離の確保	感染リスクの高い	部活動
感染レベル		教科活動	(自由意思の活動)
レベル3	できるだけ 2 m程度 (最低 1 m)	行わない	個人や少人数での 感染リス クの低い活 動で短時間での 活動に限定
レベル 2	1 mを目安に学級内で最 大限の間隔を取ること	収 感染リスク 拡 感染リスク 東 の低い活動 大 の高い活動 から徐々に 局 を停止	感染リスクの低い活動 から 徐々に実施し、教 師等が活 動状況の確 認を徹底
<u>★</u> レベル1	1 mを目安に学級内で最 大限の間隔を取ること	適切な感染対策を行った 上で実施	十分な感染対策を行った上 で実施

1 生徒への指導

1) 啓発活動

- ・保健などの授業、SHR (朝の会)やLHR (帰りの会)、集会等を利用し、各クラス、学年単位で新型コロナウイルスや感染症対策、感染予防ガイドライン等に関する指導を随時行う。
- ・ウイルス感染状況や感染対策の知識等を掲載した「保健(ほけん)だより」を定期的に発行する。

2) 登校前の確認

- ・清潔なハンカチ・ティッシュ、マスクを常時携行する。
- ・毎朝、必ず検温してから登校する。なお、熱がある場合は無理に登校せず、熱が下がるまで自宅で待機する。(「出席停止」扱いとする。)

3) 学校生活全般についての指導

① 感染防止

- ・マスクは感染予防のため、授業中や休み時間でも着用する。ただし、登下校、昼食や給食、体育の時間、運動部活動はその限りでない。<u>下表「マスクの着用について」を参考に、その場に合わせて柔軟かつ適切に対処することとする。</u>気温が高く、熱中症の危険性が高いと判断される日もマスクを着用しないこととするが、その場合はこまめに水分補給をするなど熱中症対策に気を配るとともに、マスク着用時よりも会話の距離を離し、手洗い、うがいを徹底するなど、新型コロナウィルス感染防止に念入りな対応を心がける。(校内でのマスクの着用については、令和5年4月1日より改定予定)
- ・手洗い、うがい、咳エチケット、消毒を常に心がける。
- ・使用済みのマスクや鼻をかんだティッシュは分別用の袋に入れる。
- ・<u>昼食時は飛沫を飛ばさないよう距離とったり、大声での会話を控えたりし、食事が終わったらマスクを着用して会話するなどの対応が必要である。</u>
- ・ トイレの便座を利用する場合は、トイレットペーパーに消毒液を染み込ませ、便座をふいてから座るようにする。
- ・各自で持ち物の管理を徹底し、むやみに他人の物を触ったり、貸し借りをしたりしない。

2 3 密回避

- ・他者との直接接触や顔を近づけての会話、大声での会話をしない。
- ・昇降口で密集を避けるため、人が多いようであれば無理に割り込まない。
- 休み時間は教室の窓を開け、必ず換気する。
- ・休み時間のトイレや手洗い場の密集を避けるため、人の多い場所には無理に割り込もう とせず、間隔を空けて並んで利用する。

③ マナー・モラル

- ・登下校時に公共交通機関を利用する場合は、車内が高温の場合を除きマスクを着用する。 また、密集や大声での会話を避け咳エチケットに心がけるなど、他者に最大限の配慮を する。
- ・ウイルス感染のデマ情報に惑わされたり、SNS に誹謗中傷の書き込みをしたりしない。

◇マスクの着用について(令和5年4月1日に改定予定)

令和5年3月13日以降、マスクの着用の考え方が変わり、個人の主体的な判断に委ねることを基本とする。(別紙1参照)

<u>ただし、学校においては4月1日から改定するので、3月いっぱいはこれまで同様の対</u>策を継続する。(下表参照)

	人との距離 (2m) が確保できる		人との距離が確保できない	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話を行う	着用推奨	必要なし	着用推奨	着用推奨
	*	事例①	*	*
会話をほとんど 行わない	必要なし	必要なし	着用推奨	必要なし
			事例③	事例②

事例① ランニングなど離れて行う運動

事例② 徒歩での通学など、屋外で人とすれ違うような場合

事例③ 通学の電車の中

※熱中症の危険性が高い場合は着用しない。可能な範囲で感染対策をとる。

2 授業を行う上でのルール

1) 授業全般について

- ・生徒の学びの保障を最大限配慮した上で、可能な限り3密を避けるよう工夫する。
- ・授業を実施する場所の換気は常時行う。それができない場合でも<u>1時間に2回程度(毎回</u>数分間)は行う。また、教室にロスナイがある場合は、常時、熱交換換気を行う。
- ・グループ活動や共通の器具を使った活動、合唱や運動などの活動を行った際は、終了後の 手洗い、うがいを徹底する。
- ・生徒が共用する器具等は、消毒を徹底する。

<u>寒期以外は、ロスナイに</u> たよらず、窓をあける。

2) 教室での通常授業

- できるだけ座席の間隔をとる。
- ・ペアワークやグループ活動は<u>可能とするが</u>、使用教室、相手との距離、声の大きさ、時間などに留意、工夫をした上で実施する。常時換気(できな場合は1時間に2回程度)を行う。
- ・教師が机間指導をする際は、生徒に近づきすぎたり接触したりしないよう注意する。

3) 理科や工業における実験・実習

・個人で作業ができるよう工夫し、グループ活動を行う場合は、<u>各グループの人数が多くならないよう工夫するなど対策をとる。</u>換気にも留意する。

4) 音楽における合唱や楽器演奏

- ・合唱は、体育館や清陵ホールなどの広い場所で行うことも視野に入れ、音楽室で実施する 場合は、換気に努め、生徒間の前後、左右の距離を十分にとるなど工夫する。
- ・<u>リコーダーを使用する場合は</u>、他の生徒と絶対に貸し借りはしない。また、演奏する場合は、できるだけ人のいない方向に吹くような工夫をする。

5)美術における創作活動

・創作活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施する。 できるだけ個人の教材教具を使用し、生徒同士の貸し借りはしない。

6) 家庭における調理実習

・<u>調理実習は</u>、3密を避ける工夫をした上で実施できるものとする。<u>換気、身体的距離の確</u> 保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施する。

7) 保健体育学習及び体育的行事

- ・生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」など、感染リスクの高い活動については、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また、回数や時間を絞るなどして実施について慎重に検討する。
- ・マスクの着用については必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるために、生 徒の間隔を十分に確保する。
- ・医療的ケアが必要な生徒や基礎疾患のある生徒の場合、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、生徒や保護者の意向を尊重する。
- ・安全な実施が困難な場合、ICT機器を活用した知識を深める活動など、指導方法を工夫 する。
- ・運動不足の児童生徒もいると考えられるため、授業開始時には準備運動を十分に行うとと もに、生徒のけが防止に留意する。
- ・水泳の授業は、身を守る運動能力を育成する観点から重要と捉え、更衣室等の3密を回避 するよう工夫して実施する。
- ・運動する上で接触することがやむを得ない場合は、授業後の着替えはもちろん、清潔なタ オルで汗を拭き、顔や手足を洗い、うがいするなど対策を徹底する。また、運動着はこま めに持ち帰り洗濯する。
- ・適宜休憩して水分を補給するなど、熱中症の対策を十分に行う。

※「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染対策を行った上で、実施することを検討する。

3 中学校の給食指導・高校の食事に関するルール

(<u>令和5年2月27日、</u>県教育庁保健体育課「給食及び昼食実施上の留意事項」より) 給食

- ◆ <u>学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を</u> 行う。
- ・衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法を開始する。
- ・給食前後の手洗いを徹底する。特に、配食を担当する給食当番は、作業前に念入りな手洗い をする。
- ・配食の前に配膳台及び机上を清拭する。
- ・配食は、給食当番などに限定し、清潔なエプロン、マスク、帽子を着用する。また、学級担任等は、国の定める学校給食衛生管理基準に基づき、給食当番の健康状況、身支度、手洗いの確認を行い、「給食当番点検票」に記録する。

中高共通

- ・食事の前後の手洗いを徹底する。
- ・生徒同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとる場合は、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を行う。また、机上にハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。
- ・食後、歓談する際にはマスクを着用する。
- ・学校で歯磨きや洗口を行う場合は、生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気のよい環境で行うよう指導する。
- ※座席の配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、生徒の間で会話を行うことは可能なので、感染状況を踏まえつつ、地域の実情に合わせた対応を検討をする。

4 集会を行う上でのルール

- ・集会については、実施形態、実施時間、感染対策を踏まえて実施を検討し、全校規模の集会 も実施可能とする。
- ・集会は、できるだけ面積の広い体育館を利用し、清陵ホールを利用する場合は窓を開放し、 座席を一席ずつ空けるなどして3密をつくらないよう工夫する。

5 部活動に関するルール

- ・次のような感染症対策を行った上で、通常の活動を行う。ただし、競技の特性があることを 踏まえ、教育委員会や協会、連盟等から特別な指示がある場合は、それに従う。
 - ・部活動時間を、中学校は18:30まで、高校は19:00まで終了する。
 - ・競技によって接触することがやむを得ない場合は、それを禁じないが、練習の前後や合 間、ミーティング等では、できるだけ3密を避けるようにする。
 - ・練習後には汗ふき、手洗い、うがい等を徹底する。また、練習後は練習着やタオル等を 毎日持ち帰り、洗濯するように指導する。
 - ・中学校は19:00まで、高校は19:30まで下校する。

【運動部活動】(令和5年度2月27日、県教育庁保健体育課からの通知) 1 練習試合等の他校との交流について

実施については、その必要性や感染防止対策、交流する学校等の地域の感染状況等を踏ま え計画し、保護者の同意を必ず得た上で、校長の責任の下、判断すること。

大会参加について

参加については、保護者の同意を必ず得た上で、校長の責任の下、判断すること。<u>また、</u> 会場への移動・食事・宿泊、会場での更衣室や会議室の利用時などにおいても、生徒、顧問 等の感染防止対策を徹底すること。

宿泊を伴う活動について

宿泊については、日程や移動距離、生徒の健康面への配慮等、その必要性を踏ま<u>え判</u>断す

宿泊をする場合は、特に感染防止対策を徹底する必要があることから、校長は、事前に参 加計画等によりその内容を確認し、必要に応じて指導・助言すること。

- 4 その他
 - ○地域の感染状況によっては、校長の判断により、活動を一時的に停止するなど柔軟な対応 をすること
 - ○上記の活動を行った場合は、活動終了後、十分な健康観察をすること。
 - ○各競技の国内統括団体である中央競技団体は、競技ごとの特性を踏まえた独自のガイドラ イン(指針)作りや改訂を進めており、随時ホームページに掲載・公開することとしてい るので、その動向を注視するとともに、各競技が採るべき最新の感染防止対策を講じるこ と。
 - ○練習において、審判を依頼したり、保護者や関係者が試合観戦したりする場合も、十分な 感染対策を講じること。

【文化部活動】(同通知)

- 運動部活動における留意事項に準ずること。
- 活動する際は、文化芸術団体が作成するガイドライン及び「文化部活動運営。指導の手引」 に準拠すること。
- 地域や学校の感染状況によっては、活動場所を分散し、一部屋の人数を減らすなど、練習 <u>________</u> 方法を工夫すること。
- コンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会にお ける演技、演奏時間等はもとより、会場への移動・会食・宿泊、会場での更衣室や会議室 等の利用時などにおいても、生徒、顧問等の感染拡大を防止するための対策を講じること。

部活動について、競技中や練習中だけでなく、生徒同士での会食、長時間の集団での移動、 寮生活などを含めて、長時間にわたって生徒や指導者が行動を共にしている場合は、集団内で の感染拡大の可能性が高まると考えられることが指摘されている。部活動の内外を問わず、集 団で長時間活動する場合は、感染症対策を徹底することが必要である。

【具体的な感染対策】

- ○飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。
- ○こまめな手洗いを励行する。
- ○体調のすぐれない生徒などは部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。
- ○部活動の練習場所や更衣室など、また食事や集団での移動の際の三密を避ける。

部活動の実施における遵守事項(令和5年2月27日から)

(活動全般)

- 学校関係者に陽性者や濃厚接触者等が確認され、感染の拡大が危惧される場合は、直ちに活動を中止すると ともに、再開については学校医等に相談した上で慎重に判断すること。
- 練習前に、検温及び聞き取り等による健康観察を徹底し、少しでも体調に異変がある場合は、練習に参加させないこと。
- 顧問等の立ち会いの下、活動を行うこと。
- 練習前後の更衣やミーティングを行う場合は、三密を避けること。
- 練習会場の広さに対する部員数から、密を回避できないと判断される場合は、学年ごとや男女別に分けるなど、活動形態・方法を工夫すること。

特に、屋内で活動する場合は、各種目の特性に応じて、近距離で大声を出す活動などの感染リスクの高い活動は、可能な限り避けること。

○ 練習会場はもちろんのこと、更衣室等についても常時又は定期的な換気を行い、完全に外気と入れ替わるようにすること。

(食事)

○ 食事をとる際は、間隔を十分に確保するなど感染防止対策を徹底すること。

(移動、宿泊)

- バスや自家用車等で移動する場合は、マスク着用を推奨し、座席に余裕をもって、人数を割り当てるととも に、常時、又は定期的な換気を行うこと。
- 宿泊する場合は、感染防止対策を徹底しているホテルや旅館を選定すること。セミナーハウスや合宿所を使用する際も十分な感染防止対策を講じること。ただし、他校のセミナーハウス等に宿泊しないとともに、自校のセミナーハウス等に他校生徒を宿泊させないこと。

また、その際、個室での宿泊が望ましいが、2人以上の相部屋とせざるを得ない場合は、部屋の広さに対する人数に、十分配慮すること。

(他校等との交流)

○ 交流後の健康観察は特に徹底し、参加者に異変があった場合は、関係校間で速やかに情報共有するなど、部内、校内、他校への感染拡大防止に細心の注意を払うこと。

(県外校等との交流)

○ 相手校が所在する都道府県等(設置者)のコロナ禍における部活動の方針(制限等)を踏まえた上で計画すること。なお、対戦校が私立学校の場合は、互いの校長が交流内容や感染防止対策等について、事前に確認した上で計画すること。

6 各種行事の実施について

- ・生徒の主体性や人間力を育む重要な教育活動であることを踏まえ、可能な限り実施する方向 で検討する。
- ・保護者の参加については、今後の状況を見ながらその都度判断する。参加させられない場合は、写真や動画を撮影して保護者が閲覧できるよう配慮する。

7 図書館の利用について

- ・3密を避けるよう指導しながら、可能な限り利用させる。
- ・図書館利用前後には手洗いまたは手指消毒をするというルールを徹底し、また、図書館内で の密集を生じさせない配慮をした上で、貸し出し機能は維持する。

8 校外での活動について

- ・活動先の状況を十分把握し、安全を確認する。③以降は削除する。県外から戻ってきた際の 自宅待機や検査は必要としない。
 - ① 活動先の感染状況や本人の健康状況を事前に十分確認すること。
 - ② 感染防止の対策を徹底すること。
 - ③ 果外に生徒本人が出向く場合、帰県した日を0日日として7日日まで健康観察記録表を記入し、7日日に学級担任に提出する。原則として、宿泊を伴わない場合は自宅待機を要しない。異常があれば直ちに報告すること。宿泊を伴う場合は、1日日 (帰県した翌日)を自宅待機(平日の場合は出席停止扱い)とする。2月日にPCR検査等を行い、その結果が陰性であった場合は登校可能とする。なお、旅行先の状況や行動歴等に感染の不安がある場合は、適宜相談して対応する。また、全国大会等に出場する部員、学校行事(修学旅行等)に参加する生徒、就職試験並びに大学等を受験する生徒は、県のPCR支援事業の対象となるので積極的に活用すること。PCR等の準備は各家庭で行うこととするが、県の無料検査を活用してもよい。家族の県外への往来や親族等の来県については、感染防止対策を徹底していただき、自宅待機はお願いしない。不安がある場合は、無理して登校せず学校に相談すること。「出席停止」を検討する。
 - 金 職員も3)に準ずる。
 - ⑤ 上記①から②に関しては、保護者・生徒の理解、協力を得た上で実施する。

9 生徒、職員の体調管理と感染が疑われる症状が現れた場合の対応について

1) 生徒の体調管理

- ① 登校前
 - ・毎朝、自宅で検温し、本人および家族の健康状況を欠席等連絡フォームに送信した上で 登校する。
 - ・家庭で、生徒本人や同居家族に発熱、のどの痛みや咳などの呼吸器症状、強いだるさ(倦 怠感)、においや味がわからないなどの嗅覚・味覚異常等がある場合は無理に登校しない。 「出席停止」扱いとする。

② 登校後

- ・朝のSHRで生徒をしっかり観察し、気になる生徒には必ず声をかける。
- ・不安を抱える生徒には面談はもちろん、カウンセラー等と緊密に連絡を取り合いながら 組織的に対応する。
- ・登校後に、発熱、のどの痛みや咳などの呼吸器症状、強いだるさ(倦怠感)、においや味がわからないなどの嗅覚・味覚異常等の症状を訴えた生徒は、保護者に連絡して帰宅してもらう。すぐに帰宅できない場合は、保健室以外に定めた別室(カウンセリング室など)で待機する。帰宅後の症状や処置、受診結果などについて、学校に早めに連絡をする。

③ 相談 • 受診

ア)発熱等の症状がある場合や感染症に対して不安を感じている場合は、かかりつけ医(または、県のウェブサイトにある診療・検査を行う医療機関)に受<u>診前に電話で相談する。</u> それができない場合は、「総合案内窓口」(8時~17時**☎**018-895-9176、17時~翌8時**☎**018-866-7050)、「LINE相談」、「自動音声案内」を活用する。

相談・受診の時点で、学校にも連絡を入れる。

イ) 若年者、軽症者などは、「秋田県検査キット配付・陽性者登録センター」(0120-777-79 8 9時~17時)が配付する検査キットを使ったり、「自己検査」(必ず第一類医薬品を用意すること)を使ったりして判定する。陽性の場合は同センターに陽性登録をする。

医療機関で陽性となり診断、指示が出されたとき、イ)の結果、陽性となったときも、学校に連絡を入れる。

2) 職員の体調管理

- ・生徒と同様に毎朝検温と健康確認をし、本人及び同居家族に発熱、のどの痛みや咳などの 呼吸器症状、強いだるさ(倦怠感)、においや味がわからないなどの嗅覚・味覚異常等があ る場合は無理に出勤せず、自宅待機する。この場合の服務の扱いは、「職務免除」とする。
- ・出勤後に同様の症状が現れた場合は、直ちに帰宅し、自宅待機する。

3) 生徒や本校職員及びその同居家族が陽性または濃厚接触(自宅待機対象)等となった場合

- ① 生徒、本校職員が陽性になった場合
 - ・学校に連絡をする。

(いつから、どんな症状で、どの医療機関または自分でどんな検査(種類)し、いつ結果が出たか、療養期間はいつからいつまでか など)

- ・同居家族に園児・児童・生徒、学校関係者がいる場合は、登校・出勤前に当該校に連絡を入れ、登校・出勤の可否を確認する。
- ・陽性となった生徒や職員は、発症日2日前にさかのぼって、密な接触をした人がいた場合は、速やかに学校に連絡を入れること。校長は学校医等と相談の上、感染拡大防止対策を講ずる。
- ・療養期間が終了したら登校が可能となるが、体調がよくない場合は無理をせず、学校に 連絡をして、「出席停止」延長の相談をすること。
- ② 生徒、本校職員が濃厚接触(自宅待機対象)となった場合
 - ・速やかに学校に連絡を入れること。医療機関から濃厚接触者として指示があった場合は その期間を学校に連絡すること。指示がない場合は、学校長が判断した期間で自宅待機 をお願いする。
 - ・学校にいるときに、濃厚接触(自宅待機対象)となった場合は、速やかに別室に移動して待機してもらい、家族の迎えを待つ。
 - ・濃厚接触(自宅待機対象)者は、<u>5日間</u>の自宅待機(生徒「出席停止」、職員「職務免除」)とする。ただし、本校では、感染症の潜伏期間が約3日前後であることを考慮し、検査日を本来のルールより1日遅らせ、検査日を待機3日目と4日目とし、両日とも抗原検査等の結果が陰性ならば、4日目から待機を解除、待機期間を3日間に短縮する。(この場合の検査キットは学校が配付する。)
 - ・陽性となった生徒と、2日前までさかのぼって、マスクなしで接触があった場合などは学校長の判断で「自宅待機対象者」として待機をお願いすることがある。その場合でも、その生徒の同居家族の行動は制限しない。
- ③ 生徒、本校職員が接触者(陽性者との軽い接触、検査対象者や濃厚接触者との接触の場合など)となった場合
 - ・感染対策を徹底しながら通常の生活でよいが、その後家族が陽性に転ずる可能性があるので、すぐに学校に連絡を入れる。学校にいるときは、速やかに別室に移動して待
 - 機してもらい、家族 の迎えを待つ。 ・検査結果が出たら学校に連絡する。
 - ・検査結果が出るまでは自宅待機とし、陰性と判明すれば行動の制限はない。
- ④ 同居家族が陽性となった場合
 - ・②または③に該当する。
- ⑤ 同居家族が濃厚接触(自宅待機対象)または接触者となった場合
 - ・感染対策を徹底しながら通常の生活でよいが、その後家族が陽性に転ずる可能性があるので、すぐに学校に連絡を入れる。

- ・その家族の検査結果が出るまでは自宅待機とし、陰性と判明すれば行動の制限はない。
- ・学校にいるときは、速やかに別室に移動して待機してもらい、家族が陰性と判明すれば、学校の活動に戻る。検査の結果が出るまでに時間がかかる場合は、帰宅して待機してもらう。
- ・しかし、オミクロン株が主流である間は、その感染力と潜伏期間の特性により、数日後に陽性に転ずる例が少なくない。保健所、学校医等の指導を参考にし、家庭と学校が相談して慎重な対応(数日の自宅待機)をお願いする場合がある。
- ⑥ 校内で感染拡大、または、拡大の可能性がある場合
 - ・ ④と⑤の「同居家族」を「接触のあった学校関係者」と読みかえる。

10 生徒の自宅待機の扱いについて

- ・これまで示したように、生徒が感染、濃厚接触(自宅待機対象)、発熱や風邪症状、感染拡大 地域での活動等の状況により登校できない場合は、すべて「出席停止」扱いとする。
- ・発熱等感染の疑いがあって「出席停止」となり、医療機関等で「陰性」と判定されても、症 状が回復するまでは「出席停止」を継続し登校を控えてもらう。
 - (途中で他の病気と診断され、治療、療養のために登校できない場合は、そこ時点から欠席扱いとする。)
- ・風邪症状以外の病気や精神的な体調不良など、はじめから新型コロナウイルス感染症による ものでない症状だと判断される場合は、病気欠席扱いとする。
- ・保護者から「感染が不安で休ませたい」と相談があった場合は、話をよく伺い、学校の感染 予防対策を十分説明した上で、それでも休ませたい意向であれば「出席停止」扱いとする。

11 保護者との連携

- ・本ガイドラインの内容について、通知や一斉メール、ホームページ等を通して、保護者に分かりやすく伝える。
- ・次の内容について、保護者に協力をお願いする。
 - ・生徒に毎朝検温させるとともに、風邪症状がある場合は学校に連絡すること。
 - ・マスク、ハンカチ、ティッシュを生徒に毎日携行させること。
 - ・家族に感染者や濃厚接触者(自宅待機対象者)が出た場合は速やかに学校へ連絡すること。
 - ・登校後に、生徒に風邪症状があらわれた場合、保護者に連絡して帰宅させること。
 - ・家庭でも生徒の帰宅時の手洗い、うがいを徹底させ、外出する際は人混みを避けるなど の注意を喚起すること。
 - 一斉メールに登録すること。
 - ・臨時休業期間中にスマートフォン等の利用時間が増えていることが予想されるため、時間を決めて利用させること。

12 来校者への対応

来校者を3つのカテゴリに分類し、当面の間、次のように対応する。

A 本校の職員、生徒

- ・学校のすべての施設で活動できる。
- B 保護者、給食・食堂の調理員、アルバム写真業者、県内の教材業者、同窓会役員、 学校評議員、指導主事や管理主事などの教育委員会職員、講演会講師、その他の学校 関係者
 - ・原則的に、立ち入ることのできる範囲を管理棟までとするが、生徒の出入りが多い 職員室への入室はできるだけ避け、やむを得ず入室する必要がある場合は短時間で 用件を済ませるようお願いする。
 - ・PTA、授業参観、講話、ガイダンス、学校評議員会、アルバム写真撮影など、必要に応じて感染防止対策を講じた上で教室棟に立ち入ることを許可する場合もある。

- ・来校の際は、事務室の受付で検温し、記録するとともにマスクの着用を促す。体温が37.5℃以上ある場合は入校をお断りする。
- C 求人企業、生徒募集に訪れる大学や専門学校、教育関係企業の職員、卒業生など、 学校関係者以外の一般来校者
 - Bに準ずる。
- D 練習試合や学校行事等で訪れた他校生徒及びその保護者、教員等
 - ・来校前に検温し、平熱であることを確認してから入校するとともにマスクを持ってくるよう事前に連絡する。体温が37.5℃以上ある方やマスクを持っていない方は入校をお断りする。
 - ・入校できる施設やルートを限定し、それ以外の場所に立ち入らないよう注意を促す。

(マスク着用については、令和5年4月1日に改定予定)

13 臨時休業の再開に備えて

自宅待機、臨時休業となっても生徒の学びを最大限保障できるよう、次の内容について全職員で準備しておく。

- ・生徒が一人でも学ぶことができるよう、「学び方」「主体性」を各教科を通して育成
- ・数ヶ月先まで見通した教材等
- ・スタディ・サプリ等を活用した問題及び授業の配信
- ・オンラインを使った、実際の授業の送信
- ・出勤できない教員が、校内の生徒または自宅待機中の生徒に対して、校外から配信する 指導や講義
- ・タブレットの日常的持ち出し、必要時の配付